

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月22日
【事業年度】	第14期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社ケアネット
【英訳名】	CareNet, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 功
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷四丁目37番17号
【電話番号】	(03) 6801 - 0111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 角谷 芳広
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区本郷四丁目37番17号
【電話番号】	(03) 6801 - 0111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 角谷 芳広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第10期 平成17年3月	第11期 平成18年3月	第12期 平成19年3月	第13期 平成20年3月	第14期 平成21年3月
売上高 (千円)	1,428,873	1,784,956	2,470,524	2,617,333	2,649,356
経常利益 (千円)	38,222	79,529	402,183	389,588	219,673
当期純利益 (千円)	99,415	74,305	398,338	561,001	80,544
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	300,000	300,000	306,250	587,830	587,893
発行済株式総数 (株)	50,444	50,444	50,944	52,144	52,149
純資産額 (千円)	1,070,630	1,144,935	1,534,153	2,519,164	2,457,367
総資産額 (千円)	1,253,345	1,428,860	1,978,218	2,832,642	2,870,641
1株当たり純資産額 (円)	22,284.36	23,830.98	31,603.37	48,305.16	47,097.73
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	()	450 ()	2,450 ()	2,750 ()	1,100 ()
1株当たり当期純利益金額 (円)	2,069.25	1,546.61	8,283.01	10,820.54	1,544.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)				10,103.59	1,488.21
自己資本比率 (%)	85.4	80.1	77.6	88.9	85.6
自己資本利益率 (%)	9.6	6.7	29.7	27.7	3.2
株価収益率 (倍)				6.6	33.3
配当性向 (%)		29.1	29.6	25.4	71.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	148,763	101,980	646,071	189,874	293,810
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	46,406	41,232	858,454	574,776	124,368
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	18,749	3	8,713	406,560	137,903
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	796,889	857,634	636,538	658,197	689,735
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	42 〔16〕	51 〔22〕	56 〔27〕	66 〔29〕	75 〔29〕

- (注) 1 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は子会社および関連会社がありませんので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
- 4 第10期から第12期までの「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式が存在するものの、各期末現在において、当社株式は非上場であり期中平均株価の把握が困難なため記載しておりません。
- 5 第10期から第12期までの「株価収益率」は、各期末現在において、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 6 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算）であります。
- 7 第10期から第12期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、第13期および第14期の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。

2【沿革】

年月	概要
平成8年7月	東京都中央区日本橋蛸殻町に、医療情報提供サービスを目的として株式会社ケアネットを設立。
平成8年10月	本社を東京都千代田区三番町に移転。
平成9年6月	本社を東京都新宿区矢来町に移転。
平成10年4月	郵政省（現 総務省に統合）より委託放送業務の認定を受ける。
平成10年7月	SKY PerfecTV!にて「ケアネットTV・メディカルCh. [®] 」を開局。
平成10年12月	通商産業省（現 経済産業省）先進的情報システム開発実証事業の一環として、横浜市における医療連携プロジェクトを開始。
平成12年3月	東京都港区南青山に、株式移転により当社の完全親会社として株式会社ケアネット・インターナショナルを設立。
平成12年4月	本社を東京都港区南青山に移転。
平成12年4月	医師・医療従事者向け会員制サイト「クラブ・ケアネット（club C@reNet）」をインターネット上に開設。
平成12年5月	当社の親会社株式会社ケアネット・インターナショナルが、東京都港区南青山に、医薬品受発注業務支援サービス提供を目的とする株式会社イー・ファーマを設立。
平成12年10月	インターネットによるマーケティング調査「eリサーチ [™] 」サービス開始。
平成13年7月	株式会社イー・ファーマを当社の100%子会社化。
平成13年8月	本社を東京都文京区本郷に移転。
平成13年10月	病診連携支援システム「連携くん [®] 」発売。
平成13年10月	株式会社イー・ファーマを吸収合併。
平成13年11月	インターネットによる医薬営業支援システム「eディテリング [®] 」サービス開始。
平成15年6月	総務省へ委託放送業務認定の廃止の届出をし、同省より電気通信役務利用放送の業務の登録を受ける。
平成15年8月	株式会社ケアネット・インターナショナルを吸収合併。
平成16年7月	医師・医療従事者向け会員制サイト「クラブ・ケアネット（club C@reNet）」をリニューアルし、「ケアネット・ドットコム（CareNet.com）」をインターネット上に開設。
平成16年7月	「ケアネットTV・メディカルCh. [®] 」にて放映した番組をDVD化した「ケアネットDVD」を販売開始。
平成16年12月	病診連携支援システム「連携くん [®] 」をシミック株式会社に営業譲渡。
平成17年3月	財団法人日本情報処理開発協会より“プライバシーマーク”の付与認定を受ける。（現 認定番号：第10820369(02)号）
平成19年4月	東京証券取引所マザーズに上場。
平成21年2月	株式会社葦の会との業務提携を発表。 ケアネット・イノベーション投資事業有限責任組合との資本提携を発表。

3【事業の内容】

当社は、製薬企業向けの医薬営業支援サービス、マーケティング調査サービスおよび医師・医療従事者向けの医療コンテンツサービスを主な事業内容としております。

(1) 当社の事業モデルについて

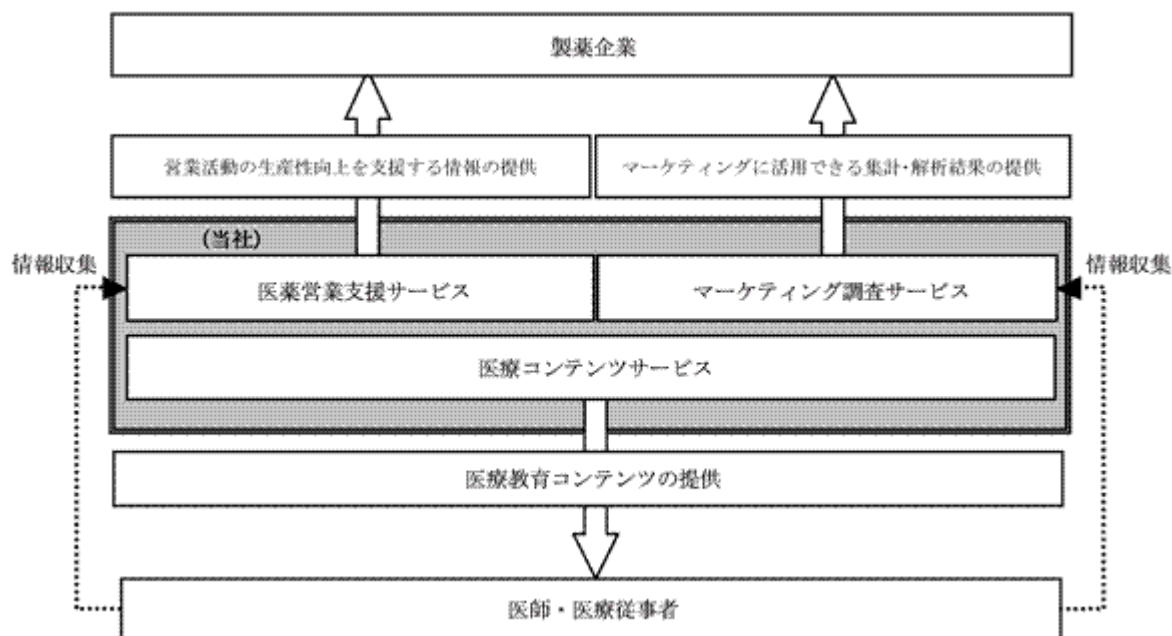
当社は、「Medical」（医療）、「Education」（教育）、「Entertainment」（楽しみ）の3つの言葉から成る造語「Medutainment[®]」を中心的な価値観に据え、当社のビジョンである「医師・医療従事者への情報・サービスの提供を通じ患者さんがより質の高い医療を受けられる社会の実現」に向けて、サービスを提供していくことを事業の方針としております。医師・医療従事者は、その職業人生を通じて常に新しい知識やノウハウの習得を求められており、多忙な医師・医療従事者に対して、知識やノウハウをより効率よく習得する方法を提供していくことが、医療の発展に繋がっていくものと当社は考えております。

これらの考え方を基に、当社は「医療コンテンツサービス」として、衛星放送やDVDを用いて有料の教育コンテンツを医師・医療従事者に提供しており、また、インターネットを用いて、医療関連コンテンツを無料で提供しております。このようにして、満足度の高い医療情報を提供し続けることで、当社からの情報提供を許諾する医師会員(注)を増やしております。

一方、当社は多くの医師会員を確保することにより、製薬企業に対し、医薬品の営業・マーケティング活動を支援するサービスを提供することが可能となっております。製薬企業においては、近年益々新薬承認の水準や新薬開発コストが上昇し、営業・マーケティング活動におけるさらなる生産性の向上が求められております。当社は、製薬企業のこのようなニーズに対し、主に二つのサービスを提供しております。一つは、インターネットを介して医師に製薬企業からの情報を提供することによって、MRと呼ばれる製薬企業営業員の活動の生産性向上を支援する「医薬営業支援サービス」であり、もう一つは、全国の医師からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティングに活用できる集計・解析結果を提供する「マーケティング調査サービス」であります。

(注) 当社の会員規約または当社との契約に基づき、当社が提供する医療・医薬情報を取得する医師を指しております。

事業系統図は、次のとおりであります。



(2) 当社の3つのサービス区分について

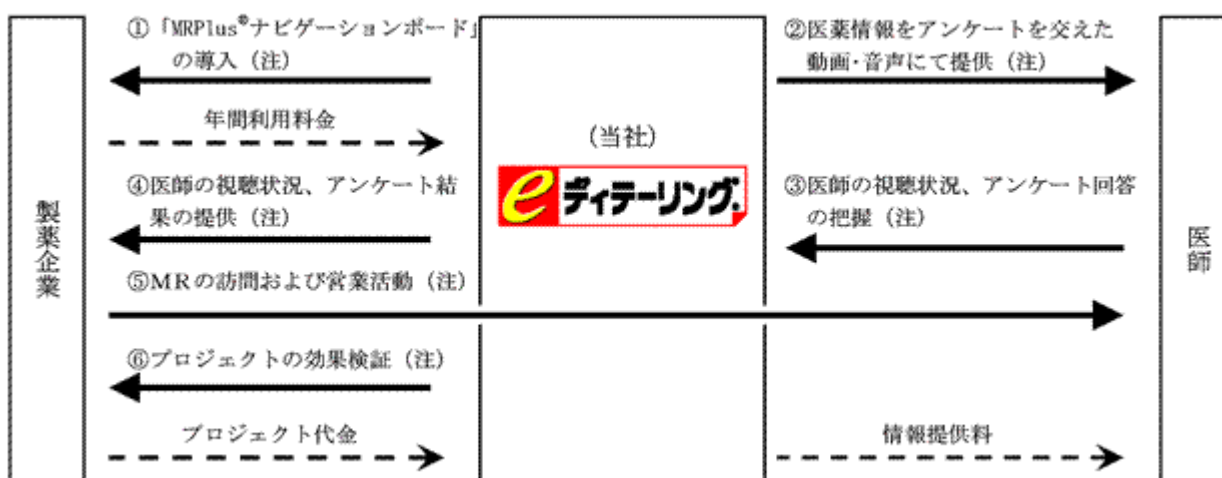
医薬営業支援サービス

当サービスは、医師に製薬企業からの情報を提供し、製薬企業の営業活動の生産性向上を支援するサービスであります。主なサービスの内容は、次のとおりであります。

サービス名	概要
eディテリング [®]	製薬企業の医薬情報を当社の医師会員および製薬企業が指名する医師にインターネットで配信し、医師の反応を収集するサービス。医薬情報は、動画と音声によるストーリー形式のコンテンツで医師に配信され、医師は、好きな時に医薬情報を取得することができます。また、医薬情報を受け取った医師の反応を製薬企業にフィードバックし、付随するナビゲーション機能によってMR（製薬企業の営業員）が医師と面会する機会を創出しMRの訪問活動を支援いたします。
スポンサードWebコンテンツ制作	当社の医師・医療従事者向け会員制サイト「ケアネット・ドットコム（CareNet.com）」等を通じて、製薬企業の医薬品に関する情報を動画やテキストにて提供するサービス。

(注) 上記のサービスは、それぞれの課金体系により、製薬企業からサービス収入を得ております。

(eディテリング[®]サービスの概要図)



(注) eディテリング[®]の主なサービスの内容と課金体系は次のとおりであります。

主なサービスの内容	課金体系
製薬企業に対する「MRPlus [®] ナビゲーションボード」の導入 「MRPlus [®] ナビゲーションボード」は、eディテリング [®] プロジェクトにおける医師の動画コンテンツの視聴状況等を、MRがインターネットを通じてリアルタイムに確認できるシステムであります。eディテリング [®] プロジェクトの実施前に、製薬企業に導入を行います。	MR数に応じた年間システム利用料金
医師に対し医薬情報をアンケートを交えた動画・音声にて提供 製薬企業の医薬品に関する動画コンテンツの企画立案および制作を行い、当社医師会員や製薬企業が指名する医師にインターネットを通じて提供いたします。インターネットの特性により、医師は好きな時に医薬情報を動画コンテンツにて閲覧し、アンケートに回答いたします。	プロジェクト企画・運営費およびコンテンツ制作費
医師の視聴状況等の把握 製薬企業に対し医師の視聴状況等の提供 MRの訪問および営業活動 製薬企業に対し、当社が把握した医師の動画コンテンツの視聴状況等の反応を、「MRPlus [®] ナビゲーションボード」を通じて提供いたします。製薬企業のMRは、「MRPlus [®] ナビゲーションボード」から得た医師の反応結果を、実際の営業活動につなげていきます。	コンテンツ視聴数、MR訪問要請数等に応じた従量課金および情報提供料等諸費用
eディテリング [®] プロジェクトの効果検証 eディテリング [®] プロジェクト終了後、当該プロジェクト実施による医薬品の売上等に対する効果検証を行います。	効果検証費用

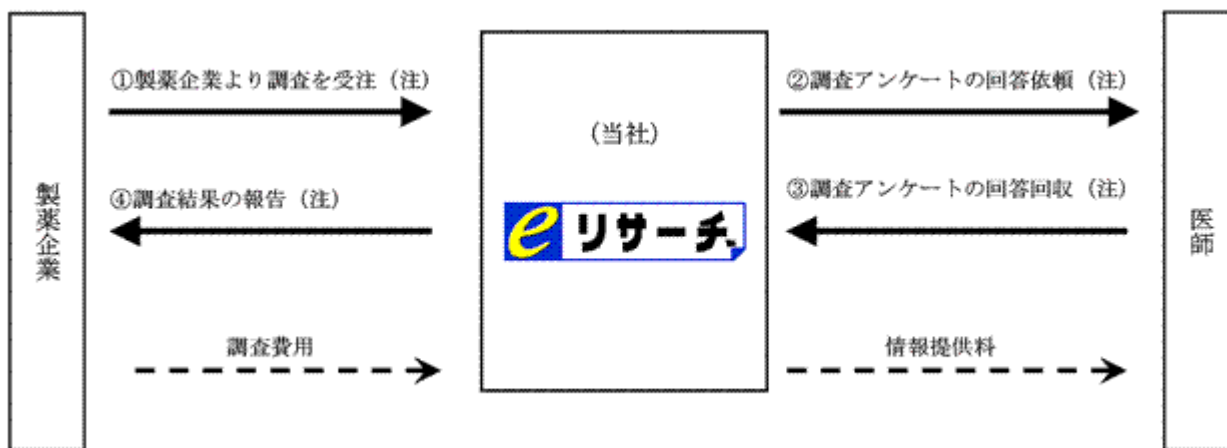
マーケティング調査サービス

当サービスは、全国の医師からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティングに活用できる集計・解析結果を提供するサービスであります。主なサービスは次のとおりであります。

サービス名	概要
eリサーチ™	インターネットを通じて全国の医師からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティングに活用できる集計・解析結果を製薬企業に提供するサービス。

(注) 上記のサービスは、調査の内容および規模に応じた課金体系により、製薬企業からサービス収入を得ております。

(eリサーチ™サービスの概要図)



(注) 主なサービスの内容と課金体系は次のとおりであります。

主なサービスの内容	課金体系
製薬企業より調査を受注 調査アンケートの回答依頼 製薬企業からの調査依頼を受け、依頼内容に沿って調査の企画、調査票の作成およびWebアンケート画面の作成を行い、選定した調査対象医師に、インターネットを通じ調査の協力依頼をいたします。	企画費およびWeb制作費
調査アンケート回答の回収 調査結果の報告 調査の回答結果は、調査協力医師が、インターネット上のアンケート項目に沿って回答し、回答をインターネットで送信することで、即時に回収することができます。従来のアンケート用紙による郵送での回収に比べ、アンケート依頼から回収までにかかる時間の短縮、集計・解析に要する時間の短縮ができることから、調査結果の報告を迅速に行うことができます。	アンケート回収数に応じた調査費用、集計・解析費用および情報提供料等諸費用

医療コンテンツサービス

当サービスは、医師・医療従事者に対し、インターネットを用いて、医療関連コンテンツを無料で提供し、衛星放送やDVDを用いて有料の教育コンテンツを提供しております。当サービスにより、当社からの情報提供を許諾する医師会員を確保いたします。具体的なサービスは次のとおりであります。

サービス名	概要
ケアネット・ドットコム (CareNet.com)	インターネットにより情報提供する医師・医療従事者向け会員制サイト。
ケアネットTV・メディカルCh. [®]	SKY PerfecTV!を媒体として、教育番組を医師・医療従事者に提供するサービス。
ケアネットDVD	「ケアネットTV・メディカルCh. [®] 」にて放映した番組をDVD化し、インターネットおよび書店等で販売するサービス。

(注) 上記の「ケアネット・ドットコム(CareNet.com)」は無償により、また「ケアネットTV・メディカルCh.[®]」および「ケアネットDVD」は有償によりサービスを提供しております。

(ケアネット・ドットコム(CareNet.com)サービスについて)

会員制サイト「ケアネット・ドットコム(CareNet.com)」の主な医療・医薬情報の提供内容は、次のとおりであります。

サービス名	内容
医療ニュース	4大医学誌(NEJM, JAMA, Lancet, BMJ)の厳選医学トピック(ジャーナル四天王)から読売新聞やHealth Day News、医療タイムスの最新ニュースまで、毎日20本以上の医療ニュースを配信しております。
症例検討会	実際の臨床現場において診療の選択で苦慮する症例などについて検討する医師限定コミュニティ。
臨床医のためのリスクマネジメント	過去の医療訴訟の判例から臨床医師のためのリスクマネジメントのポイントを解説するコーナー。
実践!化学療法	がん治療に携わっている医師・医療従事者に向け、抗がん剤治療の実践に役立つ厳選情報を配信しております。
Dr's Voice	時事的な話題を中心としたアンケートへの投票や掲示板などによる医師限定コミュニティ。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
75[29]	38.1	3.7	8,287

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算)であります。

3 従業員数が当事業年度中において9名増加したのは、主に業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

4 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係については円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に端を発する世界的な景気後退のなか、国内企業においても生産調整、雇用調整が行われ、株式市場の低迷や雇用不安などから個人の消費マインドも低迷し、景気は後退局面に入りました。

医療業界においては、少子高齢化の進展などに伴い、医療費適正化対策が引き続き推し進められております。また、医師不足や医師の過重労働が大きな社会問題となるなか、医師は医療の質の向上が求められ、ますます多忙を極めております。このような状況のもと、患者に質の高い医療を提供し続けるためには、医師による日々の医療情報の収集や学習が不可欠であり、限られた時間のなかで効率よく習得できるコンテンツサービスに対するニーズは高まっております。

一方、製薬業界においては、ジェネリック医薬品の使用促進や薬価マイナス改定などを通じた医療費抑制策が推し進められるなか、本格的な新薬の特許切れも迫っており、国内外の製薬企業の収益環境は厳しくなりつつあります。そのため、製薬企業においては、新薬の研究開発や、製品価値の訴求、営業・情報提供活動における生産性向上が重要視されており、経費が圧迫されるなかで、生産性の向上に資する厳選されたサービスに対するニーズは依然存在しております。

このような背景のなか、当社は、医療業界・製薬業界双方を取り巻く環境の変化や問題解決に対するニーズの先取りに積極的に取り組み続けた結果、売上高は2,649百万円(前年同期比1.2%増)となりましたが、ケアネット・ドットコム運営費の増加77百万円などにより、売上総利益は1,219百万円(前年同期比3.4%減)となりました。また、主に販売体制強化のための人件費等の増加102百万円などにより、営業利益は213百万円(前年同期比46.8%減)、経常利益は219百万円(前年同期比43.6%減)となりました。さらに、特別損失に会員データベースの開発中止損26百万円を計上したことと繰延税金資産の取崩しが107百万円となったことなどにより、当期純利益は80百万円(前年同期比85.6%減)となりました。

サービス区分別の業績は、次のとおりであります。

医療営業支援サービス

当サービスにおいては、「eディテリング®」の売上高は987百万円(前年同期比10.4%減)となりましたが、新サービスである医師間症例共有システム「RegistrySTATION®(レジストリーステーション)」が寄与し、「スポンサードWebコンテンツ制作」の売上高は683百万円(前年同期比162.7%増)となりました。

この結果、売上高は1,757百万円(前年同期比20.4%増)となりました。

マーケティング調査サービス

当サービスにおいては、受注型カスタム調査である「eリサーチ™」の販売から、マルチクライアント型のデータ販売の事業開発へ経営資源を一部移行したため、「eリサーチ™」の実施件数は107件(前年同期比35.2%減)となりました。

この結果、売上高は449百万円(前年同期比34.3%減)となりました。

医療コンテンツサービス

医師・医療従事者向け医療専門サイト「ケアネット・ドットコム(CareNet.com)」において、当事業年度末の医師会員数は8万8千人(前年同期は7万9千人)となり、順調に推移いたしました。しかしながら、医師向け教育コンテンツ「ケアネットDVD」の売上高は213百万円(前年同期比3.4%減)、医師向け教育番組「ケアネットTV・メディカルCh.®」の売上高が228百万円(前年同期比9.1%減)となり、医療コンテンツサービスの売上高は442百万円(前年同期比6.4%減)となりました。

(2)キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前事業年度末と比較して31百万円増加し689百万円(前年同期比4.8%増)となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、293百万円(前年同期比54.7%増)となりました。これは、主に税引前当期純利益191百万円の計上、減価償却費46百万円、売上債権の増加65百万円、仕入債務の増加40百万円、未払金および未払費用の合計額の増加28百万円、その他営業活動による前払費用の減少69百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、124百万円(前年同期は574百万円の支出)となりました。これは、主に自社利用ソフトウェア開発等による支出116百万円および有形固定資産の購入による支出8百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は、137百万円(前年同期は406百万円の収入)となりました。これは、主に配当金の支払いによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 外注実績

当事業年度における外注実績をサービス区別に示すと、次のとおりであります。

サービス区別	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前年同期比(%)
医薬営業支援サービス(千円)	628,551	+33.0
マーケティング調査サービス(千円)	119,975	50.4
医療コンテンツサービス(千円)	91,591	5.7
合計(千円)	840,118	+3.5

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 医薬営業支援サービスにおける主な外注内容は、医薬営業コンテンツの制作委託であります。
- 3 マーケティング調査サービスにおける主な外注内容は、調査結果の集計・解析作業の委託であります。
- 4 医療コンテンツサービスにおける主な外注内容は、衛星放送番組およびDVDの制作委託であります。

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績をサービス区別に示すと、次のとおりであります。

サービス区別	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
医薬営業支援サービス	1,928,012	+28.9	310,259	+122.5
マーケティング調査サービス	439,864	34.8	5,700	63.8
医療コンテンツサービス	229,460	6.7	33,688	7.2
合計	2,597,337	+7.5	349,647	+82.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績をサービス区分別およびサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分別 / サービス別	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	前年同期比 (%)
医薬営業支援サービス(千円)	1,757,183	+20.4
eディテリング [®] (千円)	987,710	10.4
スポンサードWebコンテンツ制作(千円)	683,190	+162.7
その他(千円)	86,283	11.4
マーケティング調査サービス(千円)	449,906	34.3
eリサーチ TM 他(千円)	449,906	34.3
医療コンテンツサービス(千円)	442,266	6.4
CareNetTV・メディカルCh. [®] (千円)	228,513	9.1
ケアネットDVD他(千円)	213,753	3.4
合計(千円)	2,649,356	+1.2

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ファイザー株式会社	372,319	14.2	382,159	14.4
万有製薬株式会社	106,593	4.1	306,658	11.6

3【対処すべき課題】

当事業年度（第14期）においては、売上が前年同期比で1.2%増となりました。しかしながら、業容拡大ならびに今後の成長に向けた体制強化のための販売費及び一般管理費の増加を賄うことができず、減益となりました。次年度（第15期）においてはさらなる成長に向け新サービスの拡大を図ります。具体的には、次のとおりであります。

（1）製薬企業の営業プロセス全体を支援するサービス群の拡充

当事業年度（第14期）においては、当社の主力サービスである「eディテリング®」は販売計画を下回る結果となりました。「eディテリング®」の特長である深い内容の情報伝達力に対する製薬企業からの評価の高さは変わらないものの、対象となる医薬品の薬剤領域やライフサイクルに応じて、サービスモデルのさらなる革新が必要となってきております。詳述すると、降圧剤のような生活習慣病領域の医薬品と、抗がん剤のような専門性の高い領域の医薬品とでは、コンテンツの構成や配信数が異なります。また、販売承認後間もない新薬と、何年も販売を続けている成熟品とでは、製薬企業がかけるプロモーション予算やMR（営業員）リソースの配分が異なります。さらに、薬価削減、ジェネリック医薬品普及のなか、製薬企業は、薬剤領域・製品ステージに応じたプロモーションの費用対効果を一層厳しく評価する状況となっております。この状況のもと、医薬品の特徴や製薬企業のニーズ・予算に応じたスペック・価格へ柔軟に対応することが具体策として必要となってきております。これら課題に対処することで、インターネットによるプロモーション支援のビジネスはさらに成長させることができると考えております。次年度（第15期）においては、「eディテリング®」の改良による営業の柔軟性向上、「eディテリング®」に連携した新サービスの開発および販売の加速化を重点目標として、医薬営業支援サービスの拡大に向けて引き続き注力してまいります。

（2）株式会社葦の会との業務提携の推進

当社は、平成21年2月に、診療所開業医市場における医師や製薬企業のニーズに応えるサービスを開発・販売することを目的に、日本最大規模の医薬品卸グループが運営する株式会社葦の会との業務提携を行うことを決定いたしました。本業務提携の推進により、特に診療所開業医向けの医薬品・医療情報提供体制を拡充し、さらに新サービスを開発・提供することにより、新たな企業価値の創出を目指してまいります。

（3）会社の支配に関する基本方針について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）の一つとして、下記のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

基本方針の実現に資する取組み

(ア) 企業価値向上への取組み

当社は、平成8年に医療情報提供サービスを目的に創業し、平成10年7月にSKY PerfecTV!にて「ケアネットTV・メディカルCh.®」を開局、平成12年4月にはインターネット上の医師・医療従事者向け会員サイトを開設し、現在に至っております。

当社の事業モデルの基本は、医療分野における厳選した知識やノウハウを、「短時間で楽しく、解りやすく習得できる」という方針をもって加工し、提供することにあります。医師・医療従事者は、その職業人生を通じて、常に新しい知識やノウハウを習得することを求められております。ところが、近年の医療制度改定の影響を受け、医師・医療従事者の忙しさはその度合いを増しており、知識やノウハウの習得に費やす時間的余裕は年々減ってきております。従って、知識やノウハウを効率よく習得する方法が求められており、今後もそのニーズは増加すると考えられます。

以上の考え方を基に、当社は衛星放送やDVDを用いて有料の教育コンテンツを医師・医療従事者に提供しております（「医療コンテンツサービス」）。また、インターネットを用いて、医療関連コンテンツを無料で提供しております。このようにして、満足度の高い医療情報を提供し続けることで、当社に対して情報提供の許諾を与える医師会員を増やしております。

また、当社から情報提供を受ける医師会員を保有することにより、製薬企業へ医薬品の営業・マーケティング活動を支援するサービスを提供することができます。製薬企業にとっては、近年益々新薬承認の水準や新薬開発コストが上昇し、営業・マーケティング活動においてはさらなる生産性の向上が求められております。当社は、製薬企業のこのようなニーズに対し、大きく二つのサービスを提供しております。一つは、インターネットを介して医師に情報を提供することによって、MRと呼ばれる製薬企業営業員の活動の生産性向上を支援する「医薬営業支援サービス」であります。もう一つは、全国の多数の医師からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティングに活用できる集計・解析結果を提供する「マーケティング調査サービス」であります。

以上のように、満足度の高い医療情報の提供を通じて医師会員を増やし、当社から情報提供を受ける医師会員に裏付けられた製薬企業への医薬品営業・マーケティング活動を支援するサービスの販売・拡充に注力していくことで、企業価値向上を図ってまいります。

(イ) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の業務執行の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を取締役3名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、社内取締役、執行役員、常勤監査役および内部監査担当者の出席のもと、経営会議を月2回開催しております。経営会議では各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識および対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会および経営会議等重要な会議へ出席し、業務および財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者および会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

(ウ) 本プランの導入の必要性

当社は、上記コーポレート・ガバナンス体制のもとで、満足度の高い医療情報の提供を通じて医師会員を増やし、当社から情報提供を受ける医師会員に裏付けられた製薬企業への医薬品営業・マーケティング活動を支援するサービスの販売・拡充に注力することが、企業価値を向上させ株主の皆様のご共同利益の向上に資することができると考えております。そのような考えのもと策定した当社の中期経営計画と、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者の提案内容とを株主の皆様において比較検討し、あるいはそのために必要な期間を確保することが、株主の皆様から負託された者の責務として考えております。

本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。なお、本プラン導入当初における独立委員会の委員には、廣瀬光雄、藤原啓三、宮本巖が就任しておりましたが、平成21年6月22日開催の定時株主総会終結をもって、廣瀬光雄および宮本巖の取締役任期満了に伴い、改めて独立委員会の委員3名を選定する予定であります。また、平成21年3月31日現在における当社大株主の状況は、「第4 提出会社の状況 1 株主等の状況（6）大株主の状況」に記載のとおりであります。なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

（ア）本プランに係る手続き

1 対象となる大規模買付等

本プランは以下の（ ）又は（ ）に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（ ）当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け

（ ）当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

（ ）買付者等の概要

（イ）氏名または名称および住所または所在地

（ロ）代表者の役職および氏名

（ハ）会社等の目的および事業の内容

（ニ）大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

（ ）買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

（ ）買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

3 「本必要情報」の提供

上記2の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(注9)（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記2（ ）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- () 買付者等およびそのグループ（共同保有者(注10)、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）
- () 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- () 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- () 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- () 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- () 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- () 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- () 大規模買付等の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- () 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- () 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

4 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の()または()の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

() 対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間

() その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様へ開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとし、当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記4の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()または()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

() 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記2から4までに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとし、

() 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

()に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

6 取締役会の決議

当社取締役会は、5に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

7 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記6の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、()買付者等が大規模買付等を中止した場合または()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

8 大規模買付等の開始

買付者等は、上記1から6に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

(イ) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(ア)6に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(ア)7に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(ア)7に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落着きの前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(ウ) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

本プランの合理性

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。

(イ) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(ウ) 株主意思を重視するものであること

上記(ウ)に記載した通り、本プランの有効期限は平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。しかし、係る有効期間の満了前であっても、上記(ウ)に記載したとおり、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(エ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(オ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記（ア）に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(カ) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記（ウ）に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

- (注) 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
 4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下()において同じとします。
 5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
 6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
 7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
 8. 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 9. 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
 10. 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

なお、当社買収防衛策の概要につきましては、当社ホームページ（<http://www.carenet.co.jp/>）において開示しております。

4【事業等のリスク】

本項は、当社の事業展開等に関して、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しないと考える事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から記載しております。なお、当社は、これらのリスクの発生の可能性を認識した上で、発生回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本項の記載事項のうち将来に関する事項については、別段の記載がない限り、本書提出日現在において入手し得る情報に基づいて当社が判断したものであります。

(1) 医療業界・製薬業界への依存について

当社は、売上高の大部分が製薬企業、医師および医療従事者からの収入となっております。今後、医療費・薬価引き下げ、ジェネリック医薬品の普及、医療制度の変更などにより医療・ヘルスケア市場の停滞、縮小や新たな市場動向に当社が対応できない場合には、それらが当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。また、製薬業界においては、グローバルな企業間競争が展開され、業界再編の動きが加速しております。企業間競争は当社が提供する各種サービスの採用を加速する可能性がある一方、再編された既存顧客による取引見直しの可能性もあり、その場合には当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合参入について

当社の主力サービスである「eディテリング®」は、インターネットを利用し製薬企業の営業・マーケティング活動の支援を行います。本サービスを実現するためには、多くの医師の協力を得る必要があり、当社は既に8万8千人(当事業年度末時点)の医師会員を有していることから本サービスにおける当社の優位性は高いものと認識しております。しかしながら、今後新規の参入や、医師会員を保有する他の企業または製薬企業自らにより類似のサービスが提供される等で競争が激化し、当社の優位性が保てなくなった場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は医師に向けて、インターネット、DVDおよびTVを媒体にした医療情報提供サービスを行い、医師会員の増加と収入を得ております。現時点において、医師に向けた医療情報提供市場を独占するような媒体を持つ企業は確認しておりませんが、今後、新たな企業の市場参入や市場競争の激化により、当社が市場の中で劣勢に位置した場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 企業買収と戦略的提携について

当社は、事業拡大の手段の一つとして企業買収や戦略的提携を行う可能性があります。企業買収や戦略的提携の実施に際しては十分な検討のもとに実行に移してまいりますが、実施した企業買収や戦略的提携が、当初期待した成果をあげられない場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 「eディテリング®」の収入構造、普及の可能性および価格体系について

当社の主力サービスである「eディテリング®」の価格体系は、年間契約する基本料金部分を除いては、契約期間が3ヵ月程度の単発型の収入構造となっております。仮に予定していたとおり本サービスが普及しない場合には、受注獲得に影響を与え、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はこれまで「eディテリング®」の販売価格を変更してきた経緯があります。その目的は、顧客のニーズにより則した価格体系としサービスの採用意欲および利用満足度を高めることでありましたが、今後、仮に当社が価格体系を変更し、その価格体系が顧客に受け入れられなかった場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 医師会員の獲得および確保について

当社のサービス実現には多くの医師の協力を得る必要があり、当社は医師・医療従事者向け会員制サイト「ケアネット・ドットコム(CareNet.com)」等を通じて医師に満足度の高い医療情報を提供することで医師会員を確保しております。当事業年度末現在、当社の医師会員は8万8千人を有し、現在のサービス提供には支障はありません。しかしながら、今後何らかの原因により当社が医師会員を予定通り獲得・確保できない事態に陥った場合には、当社のサービスの実施・普及に支障をきたし、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産について

当社は、ブランドによる知名度向上を図ることや競合参入に障壁を築く手段のひとつとして、商品およびサービスに対し、商標権や特許権等の知的財産権を確保していくことを、事業推進上の重要事項として認識しております。しかしながら、商標権や特許権等は、特許庁に出願すれば必ず取得できるわけではなく、当社のブランドが確実に保護される保障はありません。また、これらが取得できたとしても、当社のビジネスに対し完全な参入障壁を築ける保障もありません。今後、類似ブランドの出現等によるブランド浸透力の弱まり、競合参入を防ぐ手段である知的財産権の確保の失敗、または有効な手段となり得なかった場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能

性があります。

一方、当社はインターネットを利用したサービスの提供および医療コンテンツの提供にあたり、他社の知的財産を侵害することがないよう弁護士など専門家の助言を得ながら十分注意を払っているものの、他社知的財産への侵害リスクを完全否定することはできません。したがって、万一当社が他社の知的財産を侵害するような事態が発生した場合には、損害賠償請求や当社サービスの提供の中止等により、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保および育成について

当社の事業は、医療・医薬およびこれに関わる諸法令の知識を基に、医療・医薬の情報コンテンツを制作するための企画力や制作力を有する人材が必要であり、今後の事業の成長においても不可欠であります。しかしながら、このような人材を獲得するのは容易ではないため、社内での人材育成や、社外への人材流出を防ぐことに力を注いでいく必要があります。当社は、人材の流出を防ぐために、従業員の士気を高めるためのストック・オプション制度の導入を図り、また、人材の育成のために、能力開発目標を人事制度のひとつに取り入れております。しかしながら、今後、人材流出の発生や人材の育成に充分な手立てができず、事業の遂行に遅れが生じたり、また 遂行不能となった場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 技術、システム面のリスクについて

当社は、主に「eディテリング®」等のインターネットを利用したサービスを行っており、サービス水準の維持向上を図るために、継続的な設備投資と保守管理を行っております。しかしながら、ハードウェアまたはソフトウェアの不備、アクセスの急激な増加、人為的ミス、インターネット回線のトラブル、コンピュータウィルス、停電、自然災害、その他予測困難な様々な要因によって当社のシステムに被害または途絶が生じた場合、当社の経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。また、当社は、適宜新しいシステム技術やセキュリティ関連技術等を取り入れながらシステムの構築、運営を行い、サービス水準を維持、向上させております。しかしながら、当社の想定しない新しい技術の普及等により技術環境が急激に変化した場合、当社の技術等が陳腐化し、当社の事業展開に影響を与える可能性と、変化に対応するための費用が生じ、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報の取り扱いについて

当社の事業は、医師の協力を得ることで成り立っており、事業遂行上、多くの医師等の個人情報を保有しております。そのため、当社は平成17年3月に、JIS Q15001(個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項)規格に準拠したプライバシーマークの付与認定を受けており、個人情報保護に関する社内規程の整備および運用状況の監査を行うなど、個人情報管理の徹底を図っております。これらの対策により医師等の個人情報が漏洩する可能性は極めて低いと考えておりますが、万一医師等の個人情報の漏洩が発生した場合には、医師等からの信用を失うこととなり、医師会員の協力により支えられている当社のほぼ全てのサービスに支障が生じる等、その後の当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 外注先企業の選定管理および確保について

当社が展開する「eディテリング®」等のサービスのなかで、コンテンツ制作やシステム開発など一部の業務においては、協力会社への外注を活用しております。外注の活用にあたっては、サービスの性質上、顧客の事業に関する機密情報を受け取る場合があるため、情報の取り扱いに関しては契約等により細心の注意を払っております。しかしながら、今後の外注先企業の管理体制の不備等により、機密情報の流出など重大なトラブルが発生した場合には、信用の低下等により、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。また、外注先が当社の希望通りに確保できないような事態に陥った場合には、顧客への納品の遅れが生じる等、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

テレビ番組放映について

当社は、「ケアネットTV・メディカルCh.®」の放映のために、電気通信役務利用放送法等関係法令を遵守する義務があります。これらの関係法令は、電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとすることにより、受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として施行されており、現時点で、これらの関係法令による規制が、当社の放送業務を制限するものではありません。しかしながら、今後、当社がこれらの関係法令に定められた事項に違反し、登録が取消された場合には、テレビ番組の放映ができなくなり、医師等からの信用や医師等へのサービスが低下し、その後の当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。また、今後の法改正により当社の放送業務を制限するような事態が起きた場合にも、同様に影響を及ぼす可能性があります。

インターネットについて

当社はインターネットを利用した医療・医薬情報の提供サービスを展開しております。現在は、当該サービスに影響を及ぼすようなインターネットに係わる法規制はされておりませんが、今後、当社のインターネットを利用

したサービスや、インターネット業界全体を対象とした法規制がされ事業運営の変更を余儀なくされた場合、または事業運営を中止しなければならない事態が生じた場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

薬事法等について

当社は、医療従事者向けにインターネットや紙媒体などにより医療・医薬情報の提供を行っており、また製薬企業へは広告宣伝に係わる制作請負を行っております。このため、これら媒体等に記載される表示・表現には、薬事法、医療用医薬品プロモーションコード、医療用医薬品製品情報概要記載要領、医療用医薬品専門誌(紙)広告作成要領、および医薬品等適正広告基準の規制を受けます。これら法規制は、ウェブサイト等に掲載される医療・医薬に係わる名称の使い方、効能・性能・安全性、および他社製品の取り扱い等の表現や必要記載事項を制限しております。このような法規制に仮に当社が違反した場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 小規模組織であることについて

当社は、取締役3名、監査役3名(うち社外監査役2名)および従業員75名と小規模の組織であり、内部管理体制はこの規模に応じたものとなっております。当社は、事業上重要なポストへの人材登用のほか、業務内容に応じ適切な人材を配置しており、現状の事業規模においては十分な組織体制が整備されていると考えております。しかしながら、今後、事業を拡大する過程において、当社が、適切かつ十分な人員の増強および組織の整備を行うことができなかった場合、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(13) ストック・オプションについて

当社はストック・オプション制度を採用しており、当社取締役、顧問および従業員に対して旧商法および会社法の規定に基づき新株予約権を付与しております。当事業年度末現在、同ストック・オプションによる潜在株式は4,093株であり、発行済株式総数52,149株の7.8%に相当しております。これらは、当社の事業発展のために優秀な人材確保・獲得のためのインセンティブ施策として実施しており、必ずしも既存株主の利害と相反するものではありません。しかしながら、新株予約権の行使が行われた場合には、当社1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、新株予約権の行使により取得した株式が市場で売却された場合は、市場の需給バランスに変動を生じ、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 税務上の繰越欠損金について

当社は、過年度に生じた税務上の繰越欠損金により課税所得が発生しておりません。今後の当社の業績が順調に推移した場合は、税務上の繰越欠損金の全額を使用できる可能性があります。仮に当社の業績が順調に推移せず、繰越欠損金の繰越期間を満了した場合は、欠損金が消滅することとなります。この場合、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税の負担が発生し、当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。

なお、繰越欠損金について、繰延税金資産を計上するに当たっては、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づくこととなりますが、実際の結果がこの予測・仮定と異なる可能性があります。その場合には、繰延税金資産の計上額の見直しが必要となり、当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

業務委託契約

相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
スカパーJSAT株式会社(注)1	デジタル衛星放送送信業務委託契約	「CareNetTV・メディカルCh. [®] 」の放送のためのデジタル衛星放送送信業務を委託	平成17年8月1日から平成20年3月31日まで(自動更新規定あり)(注2)
スカパーJSAT株式会社(注)1	送出代行業務委託契約	「CareNetTV・メディカルCh. [®] 」の放送のためにカート送出、プロモバンク送出等の業務を委託	平成19年10月1日から平成21年3月31日まで(自動更新規定あり)(注2)
スカパーJSAT株式会社(注)1	デジタル衛星有料放送運用業務委託契約	当社の有料デジタル衛星多チャンネル放送に関して、視聴者の新規加入、変更、解約等の処理業務、視聴者からの料金の収納およびその他の取次業務を委託	上記「デジタル衛星放送送信業務委託契約」の契約終了により当該契約も終了
スカパーJSAT株式会社(注)1	衛星役務利用放送専用サービス契約	人工衛星を用いて当社の放送番組を無線送信する業務の委託	平成10年6月2日から平成21年3月31日まで(自動更新規定あり)(注2)
株式会社葦の会	業務提携契約	新サービスの開発・販売を目的とした業務提携	平成21年2月17日から平成22年3月31日まで(協議により延長可能)
ケアネット・イノベーション投資事業有限責任組合	資本提携契約	株式会社葦の会との業務提携の推進を目的とした資本提携	上記「業務提携契約」の終了により当該契約も終了

(注)1 株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズおよびJSAT株式会社は、平成20年10月1日付で合併し、スカパーJSAT株式会社に商号を変更しております。

2 自動更新規定に従い、平成22年3月31日まで契約期間を延長しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において入手し得る情報に基づいて当社が判断したものであります。なお、今後の予測しえない経済状況の変化等様々な要因があるため、その結果について当社が保証するものではありません。

(1) 経営成績および財政状態を分析する上での視点

当社は、主として、次の3つの視点から経営成績および財政状態を分析しております。

(ア)成長性の視点：当社の中心的なサービス「eディテリング®」や「eリサーチ™」の成長性

(イ)収益性の視点：売上総利益率および営業利益率等の状況

(ウ)健全性の視点：流動性を初めとする財務基盤や資金調達能力に資する要因

(2) 成長性

当社は、医師会員の協力を得ることにより、製薬企業向けに「医薬営業支援サービス」および「マーケティング調査サービス」を提供し、一方 医師会員の獲得を目的に医師に向けて「医療コンテンツサービス」の提供を行っております。これらサービス別の売上高と売上構成比の推移の状況は、次のとおりであります。

回次 決算年月	第10期		第11期		第12期		第13期		第14期	
	平成17年3月		平成18年3月		平成19年3月		平成20年3月		平成21年3月	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)
医薬営業支援サービス	700	49.1	877	49.1	1,376	55.7	1,459	55.7	1,757	66.3
eディテリング®	241	16.9	481	27.0	959	38.8	1,102	42.1	987	37.3
スポンサードWebコンテンツ制作	275	19.3	291	16.3	324	13.2	260	9.9	683	25.8
その他	183	12.9	104	5.8	92	3.7	97	3.7	86	3.2
マーケティング調査サービス	248	17.4	431	24.2	566	22.9	685	26.2	449	17.0
eリサーチ™他	248	17.4	431	24.2	566	22.9	685	26.2	449	17.0
医療コンテンツサービス	393	27.5	475	26.7	527	21.4	472	18.1	442	16.7
CareNetTV・メディカルCh.®	329	23.0	297	16.7	274	11.1	251	9.6	228	8.6
ケアネットDVD他	63	4.5	178	10.0	253	10.3	221	8.5	213	8.1
医療連携サービス(注)	86	6.0	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,428	100.0	1,784	100.0	2,470	100.0	2,617	100.0	2,649	100.0

(注)「医療連携サービス」は、平成16年12月に営業譲渡を行っております。

成長の鍵となる医師会員数について

回次 決算年月	第10期		第11期		第12期		第13期		第14期	
	平成17年3月		平成18年3月		平成19年3月		平成20年3月		平成21年3月	
		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)
医師会員数(千人)	49	+47.1	58	+18.3	68	+19.0	79	+15.4	88	+11.2

当事業年度において、医師会員数は約9千人増加し、当事業年度末の医師会員数は88千人(前事業年度末は79千人)となりました。また、医師会員の増加が、「eディテリング®」サービスや「eリサーチ™」サービスの品質を高め、実施件数および売上高を伸ばす要素であると考えております。なお、この点を示す指標については、下記「「eディテリング®」の成長について」および「「eリサーチ™」の成長について」のとおりであります。

「eディテリング®」の成長について

回次 決算年月	第10期		第11期		第12期		第13期		第14期	
	平成17年3月		平成18年3月		平成19年3月		平成20年3月		平成21年3月	
		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)
「eディテリング®」 売上高(百万円)	241	+21.0	481	+99.4	959	+99.2	1,102	+14.9	987	10.4
「eディテリング®」 実施件数(件)(注)1	5	-	11	+120.0	19	+72.7	22	+15.8	14(16)	36.4 (-)
実施企業数(社)	4	20.0	7	+75.0	8	+14.3	8	-	7 (8)	12.5 (-)
リピートオーダー件 数(件)(注)2	2	+100.0	8	+300.0	16	+100.0	20	+25.0	14	30.0

(注) 1 「eディテリング®」実施件数は、各期においてサービス実施を開始した件数であります。

2 リピートオーダー件数は、同一企業による2回目以降のサービス実施件数であります。

3 当事業年度の()書きは、「MRPlus®ナビゲーションボード」を利用したサービスを含めた件数であります。

当事業年度の「eディテリング®」実施件数は14件(前年同期比36.4%減)となり、「eディテリング®」売上高は987百万円(前年同期比10.4%減)となりました。件数・売上ともに減少した結果であります。が、当事業年度は「eディテリング®」に対する課題が明確になりました。製薬企業はコスト削減の取り組みを強化しているものの、プロモーションニーズを的確に捉えたサービスを提供する限り、当該サービスの成長は可能であるものと考えます。具体的には、「eディテリング®」は、対象医薬品の製品ステージ、製薬企業のMR(営業員)リソース、およびプロモーション予算の配分などを考慮し、サービスの範囲や価格面に対して柔軟に対応することが成長の鍵であります。

なお、上記の対応策のひとつとして、当事業年度から、「eディテリング®」に連携するサービスの一環である「MRPlus®ナビゲーションボード」などを利用したサービスの販売を開始いたしました。これらにより、インターネットによる医薬品プロモーションサービス全体の当事業年度の売上高は拡大いたしました。

「eリサーチ™」の成長について

回次 決算年月	第10期		第11期		第12期		第13期		第14期	
	平成17年3月		平成18年3月		平成19年3月		平成20年3月		平成21年3月	
		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)
「eリサーチ™」他 売上高(百万円)	248	+63.5	431	+73.5	566	+31.2	685	+21.0	449	34.3
「eリサーチ™」他 実施件数(件)(注)	69	+72.5	132	+91.3	142	+7.6	165	+16.2	107	35.2
「eリサーチ™」他 実施企業数(社)	16	5.9	29	+81.3	28	3.4	25	10.7	23	8.0

(注) 「eリサーチ™」実施件数は、各期においてサービス実施が完了した件数であります。

当社は、前事業年度まで「eリサーチ™」は順調に売上を拡大してまいりましたが、事業上の課題も明確になってまいりました。圧倒的な会員医師(調査パネル)数を保有する当社の強みに変わりはありませんが、近年、調査会社各社もインターネット調査への取り組みを強化しており、受注競争は激化しております。また、「eリサーチ™」は受注型のカスタム調査であります。カスタム調査の場合、案件の内容または規模などにより、販売価格や作業工数にばらつきが生じます。特に競争が激化し販売価格等の条件が厳しくなるなかでは、利益率および生産性の低い案件が増加します。そこで、「eリサーチ™」の成長戦略を、カスタム調査のみに依存したモデルから転換する必要があります。当事業年度は、当社の強みである調査に回答する会員医師(調査パネル)数の多さとその質、および顧客企業から数多く受注してきた経験を活かし、多くの医師からの治療や処方に関するデータを収集し、個々の顧客企業のニーズに則した形で提供するマルチクライアント型のデータ販売事業の開発に着手し、第3四半期から販売を開始しました。これにより、受注型のカスタム調査からマルチクライアント型のデータ販売の事業開発へ経営資源を一部移行したため、当事業年度の「eリサーチ™」の実施件数は107件(前年同期比35.2%減)、売上高は449百万円(前年同期比34.3%減)となりました。

(3) 収益性

回次 決算年月	第10期 平成17年3月	第11期 平成18年3月	第12期 平成19年3月	第13期 平成20年3月	第14期 平成21年3月
売上総利益率(%) (注) 1	39.5	37.1	47.5	48.2	46.0
販売費及び一般管理費比率(%) (注) 2	36.9	32.7	30.4	32.9	38.0
営業利益(百万円) (注) 3	37 (47.4%)	78 (+108.2%)	422 (+439.5%)	401 (4.9%)	213 (46.8%)
営業利益率(%) (注) 4	2.6	4.4	17.1	15.3	8.1

(注) 1 売上総利益率は、売上総利益を売上高で除して算出しております。

2 販売費及び一般管理費比率は、販売費及び一般管理費を売上高で除して算出しております。

3 表中の()書きは、前年同期比であります。

4 営業利益率は、営業利益を売上高で除して算出しております。

当事業年度は、ケアネット・ドットコム運営費の増加77百万円などにより、売上総利益率は46.0% (前年同期比2.2ポイント低下)となりました。また、販売体制強化のための人件費等の増加102百万円などを計上したことにより、販売費及び一般管理費比率は38.0% (前年同期比5.1ポイント増加)となりました。これらの要因により、営業利益は213百万円 (前年同期比46.8%減)、営業利益率は8.1% (前年同期比7.2ポイント低下)となりました。

(4) 健全性

回次 決算年月	第10期 平成17年3月	第11期 平成18年3月	第12期 平成19年3月	第13期 平成20年3月	第14期 平成21年3月
総資産額(百万円)	1,253	1,428	1,978	2,832	2,870
純資産額(百万円)	1,070	1,144	1,534	2,519	2,457
自己資本比率(%)	85.4	80.1	77.6	88.9	85.6
現金及び現金同等物(百万円)	796	857	636	658	689
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	148	101	646	189	293
流動比率(%) (注) 1	628.9	459.0	419.4	835.6	620.3
流動資産比率(%) (注) 2	91.7	91.2	94.2	92.5	89.3
有利子負債残高(百万円) (注) 3	5	2	1	1	0

(注) 1 流動比率は、流動資産合計額を流動負債合計額で除して算出しております。

2 流動資産比率は、流動資産合計額を総資産額で除して算出しております。

3 有利子負債残高は、未経過リース料残高のみとなっております。

当事業年度末時点での現金及び現金同等物残高689百万円、自己資本比率85.6%の水準、および有利子負債残高0百万円等の各指標から健全性を確保していると判断しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施した設備投資の総額は、179百万円であります。

その主なものは、「RegistrySTATION®(レジストリーステーション)」のソフトウェア開発(71百万円)、内部統制システム強化を目的とした業務管理システムのソフトウェアの導入(61百万円)、および ケアネット・ドットコム(CareNet.com)の機能拡充(15百万円)、ならびに社内情報インフラの整備(22百万円)であります。

2【主要な設備の状況】

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (東京都文京区)	業務用設備	9,722	27,071	216,099	252,893	75〔29〕

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。

3 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等であります。

4 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算)であります。

5 賃貸借契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都文京区)	本社ビル	58,447

6 上記のほか、リース契約による賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量 (台)	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
事務用機器 (所有権移転外ファイナンス・リース)	4	5年	127	199

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都文京区)	ケアネット・ドットコム (CareNet.Com)開発	126,000	-	増資資金	平成21年6月	平成21年11月	会員獲得力の向上
本社 (東京都文京区)	製薬企業向け新サービス	124,000	-	増資資金	平成21年7月	平成22年1月	サービス品質の向上

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000
計	200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	52,149	52,149	東京証券取引所 マザーズ	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	52,149	52,149	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成16年6月29日開催定時株主総会の特別決議、平成16年7月20日および平成17年6月20日開催の取締役会決議により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)		
区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,500(注)4	3,500(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,500(注)4	3,500(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,306(注)1	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格:25,306 資本組入額:12,653	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。

4 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は退職等により権利を喪失した株数を減じておりません。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権

(平成18年6月29日開催の定時株主総会決議、平成18年7月18日および平成18年11月20日開催の取締役会決議により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)		
区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	526(注)4	526(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	526(注)4	526(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000(注)1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成28年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格:25,000 資本組入額:12,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。

4 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は退職等により権利を喪失した株式を減じておりません。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権

(平成19年6月27日開催の定時株主総会決議、平成19年11月2日および平成19年11月19日開催の取締役会決議により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)		
区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	67	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67	67
新株予約権の行使時の払込金額(円)	170,637(注)1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から 平成25年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格:170,637 資本組入額:85,319	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、発行後に当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、資本の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成19年2月26日 (注)1	500	50,944	6,250	306,250	6,250	474,837
平成19年4月19日 (注)2	1,000	51,944	79,050	385,300	79,050	553,887
平成19年6月28日 (注)3		51,944	200,000	585,300	43,465	510,422
平成19年11月27日 (注)4	200	52,144	2,530	587,830	2,530	512,952
平成20年7月25日 (注)5	5	52,149	63	587,893	63	513,015

(注)1 新株予約権の権利行使による増加

2 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)増資によるものであります。

発行価格 170,000円
引受価額 158,100円
払込金額 136,000円
資本組入額 79,050円
発行価額の総額 136,000千円
引受価額の総額 158,100千円
資本組入額の総額 79,050千円

3 会社法第448条第1項の規定に基づく資本準備金の額の減少および資本組み入れ額43,465千円ならびに会社法第450条第1項の規定に基づくその他資本剰余金の額の減少および資本組み入れ額156,534千円であります。

4 新株予約権の権利行使による増加

5 新株予約権の権利行使による増加

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	15	33	10	5	3,073	3,138	
所有株式数(株)	-	343	408	3,725	8,529	1,274	37,870	52,149	
所有株式数の割合(%)	-	0.66	0.78	7.14	16.36	2.44	72.62	100.00	

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ケアネット・イノベーション 投資事業有限責任組合 JAPAN B2B LLC (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	東京都港区東新橋2 7 7 汐留スクエアビル7 階 ONE RODNEY SQUARE,10TH FLOOR TENTH AND KING STREETS WILMINGTON, DELAWARE 19801 U.S. A. (東京都港区六本木6 10 1 六本木ヒルズ森タ ワー)	10,766 4,800	20.64 9.20
パーシング ディヴィジョン オ ブ ドナルドソンラフキン アン ド ジェンレット エスイーシー コーポレイション (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U. S.A (東京都品川区東品川2 3 14)	3,400	6.51
リープレック デービットアー ロン	東京都港区	1,259	2.41
大野 元泰	東京都杉並区	1,194	2.28
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	1,115	2.13
詫摩 直也	東京都渋谷区	874	1.67
藤井 寛治	東京都小平市	728	1.39
KAWANISHI TORU (常任代理人 岡三証券株式会 社)	SUNNYVALE,CA U.S.A (東京都中央区日本橋1 17 6)	720	1.38
秦 充洋	東京都世田谷区	650	1.24
計	-	25,506	48.9

(注) 前事業年度末現在主要株主でなかった、ケアネット・イノベーション投資事業有限責任組合は、当事業年度末で
は主要株主になっております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,149	52,149	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	52,149		
総株主の議決権		52,149	

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式)					
計					

(8)【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法280条ノ20および旧商法280条ノ21の規定に基づき新株予約権を付与する方式によるもの、ならびに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を付与する方式によるものであります。

(平成16年6月29日開催の定時株主総会決議、平成16年7月20日および平成17年6月20日開催の取締役会決議による新株予約権)

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社従業員等35名(注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の付与対象者の人数は、任期満了に伴う退任および退職等により権利を喪失した人数を減じております。

(注)2 新株予約権付与時における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員35名でありましたが、取締役3名退任および取締役1名就任のため、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は上記のとおりであります。

(平成18年6月29日開催の定時株主総会決議、平成18年7月18日および平成18年11月20日開催の取締役会決議による新株予約権)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社従業員等11名(注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の付与対象者の人数は、任期満了に伴う退任および退職等により権利を喪失した人数を減じております。

(注)2 新株予約権付与時における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員10名でありましたが、取締役3名退任および取締役1名就任のため、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は上記のとおりであります。

(平成19年6月27日開催の定時株主総会決議、平成19年11月2日および平成19年11月19日開催の取締役会決議による新株予約権)

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社顧問1名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権付与時における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名でありましたが、取締役1名退任のため、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は上記のとおりであります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成19年6月27日)での決議状況 (取得期間 平成19年6月27日～平成20年6月26日)	1,500	250,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存授権株式の総数及び価額の総額	1,500	250,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要政策の一つと認識しており、配当については、各期の経営成績と事業への投資に備えるための内部留保の充実とを勘案して決定する方針をとっております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当については、上述の方針に基づき、予定どおり1株当たり1,100円（配当性向71.2%）の配当を実施いたします。

内部留保資金の用途につきましては、事業成長に必要なシステム開発等の設備強化を中心に投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議により、9月30日を基準日として中間配当をすることのできる旨を定款に定めております。

（注）平成21年3月期の剰余金の配当の決議内容

株主総会決議日 平成21年6月22日
配当金の総額 57,363千円
1株当たりの額 1,100円

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高（円）	-	-	-	324,000	95,500
最低（円）	-	-	-	65,500	25,200

（注）最高・最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、平成19年4月20日付で同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月
最高（円）	43,500	40,000	38,400	34,100	47,800	51,500
最低（円）	26,900	28,000	30,800	27,000	25,200	36,600

（注）最高・最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		高橋 功	昭和34年9月27日生	昭和57年4月 台糖ファイザー株式会社(現ファイザー株式会社) 入社 平成18年4月 当社 入社 執行役員 平成18年10月 当社 執行役員事業開発部長 平成19年7月 当社 執行役員医薬営業支援事業部長 平成21年2月 当社 執行役員医薬営業支援事業部長 兼 医薬マーケティング部長 平成21年4月 当社 執行役員(COO) 医薬マーケティング開発事業部長 兼 医薬マーケティング部長 平成21年6月 当社 代表取締役社長 就任(現任)	(注)2	50
取締役副社長		藤井 寛治	昭和39年4月2日生	平成元年4月 住友化学工業株式会社(現住友化学株式会社) 入社 平成7年6月 Sumitomo Chemical America, Inc に出向 平成9年8月 当社 入社 平成10年6月 当社 常務取締役 就任 平成12年3月 株式会社ケアネット・インターナショナル取締役副社長 就任 平成12年4月 当社 代表取締役社長 就任 平成13年4月 当社 代表取締役副社長 就任 平成14年6月 当社 取締役副社長 就任(現任) 平成19年7月 当社 マーケティング調査事業部長	(注)2	728
取締役		大野 元泰	昭和38年3月22日生	昭和61年4月 山一證券株式会社 入社 平成2年1月 株式会社日本総合研究所 入所 平成3年5月 ポストンコンサルティング・グループ株式会社 入社 平成7年4月 医療法人社団健育会 入社 平成8年7月 株式会社ケアネット 創業 代表取締役社長 就任 平成15年7月 大野元泰事務所代表(現任) 平成18年7月 株式会社葦の会 取締役 就任(現任) 平成21年6月 当社 取締役 就任(現任)	(注)2	1,194

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役(常勤)		藤原 啓三	昭和18年6月20日生	昭和41年4月 日本軽金属株式会社 入社 平成5年4月 日本ナショナル製罐株式会社 出 向 平成13年3月 同社 取締役 就任 平成15年3月 同社 監査役 就任 平成16年8月 株式会社エヌ・エス・カーゴ常勤 顧問 就任 平成18年6月 当社 監査役 就任(現任)	(注)3	-
監査役		佐藤 敬幸	昭和25年2月3日生	昭和49年4月 山路法律事務所 入所 昭和59年4月 異相法律事務所 入所 昭和63年2月 愛知ミサワホーム株式会社 入社 平成2年4月 株式会社トリイ 入社 平成5年4月 ジャスト株式会社 入社 平成9年9月 株式会社ヒマラヤ 入社 平成11年11月 当社 入社 経理・財務部長 平成12年12月 当社 監査役 就任(現任) 平成13年8月 有限会社アイピーオーサポート 取締役(現任) 平成17年9月 株式会社オウケイウェイヴ 監査 役(現任)	(注)3	120
監査役		浦野 雄三	昭和14年12月5日生	昭和39年4月 シェル石油株式会社入社 昭和49年4月 同社 東京支店 経理課長 昭和59年3月 シェル・インターナショナル・ペ トロラム株式会社 着任 昭和61年4月 シェルジャパン株式会社 経理部 課長 平成5年4月 同社 経理部長 平成7年3月 同社 常勤監査役 平成16年6月 当社 監査役 就任 平成18年6月 当社 監査役 退任 平成19年6月 当社 監査役 就任(現任)	(注)3	-
計						2,092

- (注) 1 監査役藤原啓三、浦野雄三は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2 平成21年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
3 平成20年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4 当社では、取締役会において決定した業務執行を取締役会の監督のもと迅速かつ効率的に実行するために、執
行役員制度を導入しております。上記会社法上の役員以外に、次のものを執行役員に選任しております。

職名	氏名
医療コンテンツ事業部長	姜 琪鎬
商品開発部長	藤原 健次
提携事業推進部長	杉谷 康二
Web統括部長	齋川 義明
ITソリューション部長	諸橋 吉郎
財務部長	角谷 芳広
総務部長	梅村 吉博

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

本項の記載内容については、時期等の記載がある場合を除き、本書提出日現在の状況に基づいています。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷き、次の点を重視した企業経営の実現を目指します。

- 1 経営陣の責任の明確化
- 2 業績やリスクの把握と迅速な対応
- 3 正確で適切な情報を適時に開示することの実施
- 4 経営環境・社会環境の変化への適切かつ迅速な対応
- 5 反社会的勢力との一切の関係を断絶
- 6 社内論理に囚われない、顧客、従業員、株主、社会等のステイクホルダーに対する責任を重視した企業経営の実現

会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

(ア) 会社の経営上の意思決定、執行および監査に関わる経営管理組織の状況

当社では、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、会社法上の取締役とは別に執行役員を選任しております。さらに、監査役会および内部監査が経営機構や事業部門を監視できる体制を構築し、内部統制システムの整備を進めております。

(イ) 取締役会

当社では取締役会を取締役3名で構成し、迅速な意思決定を行える仕組みとしております。

なお、当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役会は定時取締役会を月1回、その他に必要なに応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には取締役の他、監査役も出席し取締役会における業務執行の決定に対して監査を行っております。

また、取締役会の諮問機関として、社外取締役2名と社内取締役1名で構成される報酬委員会を設置しておりますが、平成21年6月22日開催の定時株主総会終結をもって、取締役の任期が満了となったため、次年度の報酬委員会開催時期までには新たなメンバーを選任、または適切な報酬の決定方法を取り決め、社内取締役の報酬額を定時株主総会で承認された範囲内で決定するとともに、ストックオプションに関する妥当性について引き続き審議をまいります。

(ウ) 経営会議

当社では経営会議を社内取締役、執行役員、常勤監査役および内部監査担当者との出席のもと、月2回開催しております。各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識および対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

(エ) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会および経営会議等重要な会議へ出席し、必要な意見を述べるほか、業務および財産の状況の確認を通じ、取締役の職務遂行を監査しております。

なお、監査役は、内部監査担当者および会計監査人と緊密な連携を保ち、定期的に行われる会議における業務報告等を含め、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

(オ) 内部監査

内部監査については、内部監査室(2名)が、内部監査規程に基づき、当社事業部門に対して業務監査を実施しております。監査の結果改善事項がある場合には、被監査部門に対して監査結果を伝えるとともに、改善指示を出し改善状況を継続的に確認しております。

なお、内部監査室は、監査役および会計監査人との連携を保ち、適宜情報交換を行うなど監査の実効性を高めております。

(カ) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議を持って選任する旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。

(キ) 取締役解任の決議要件

当社は、取締役の解任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって解任する旨を定款で定めております。

(ク) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(ケ) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項およびその理由

・ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

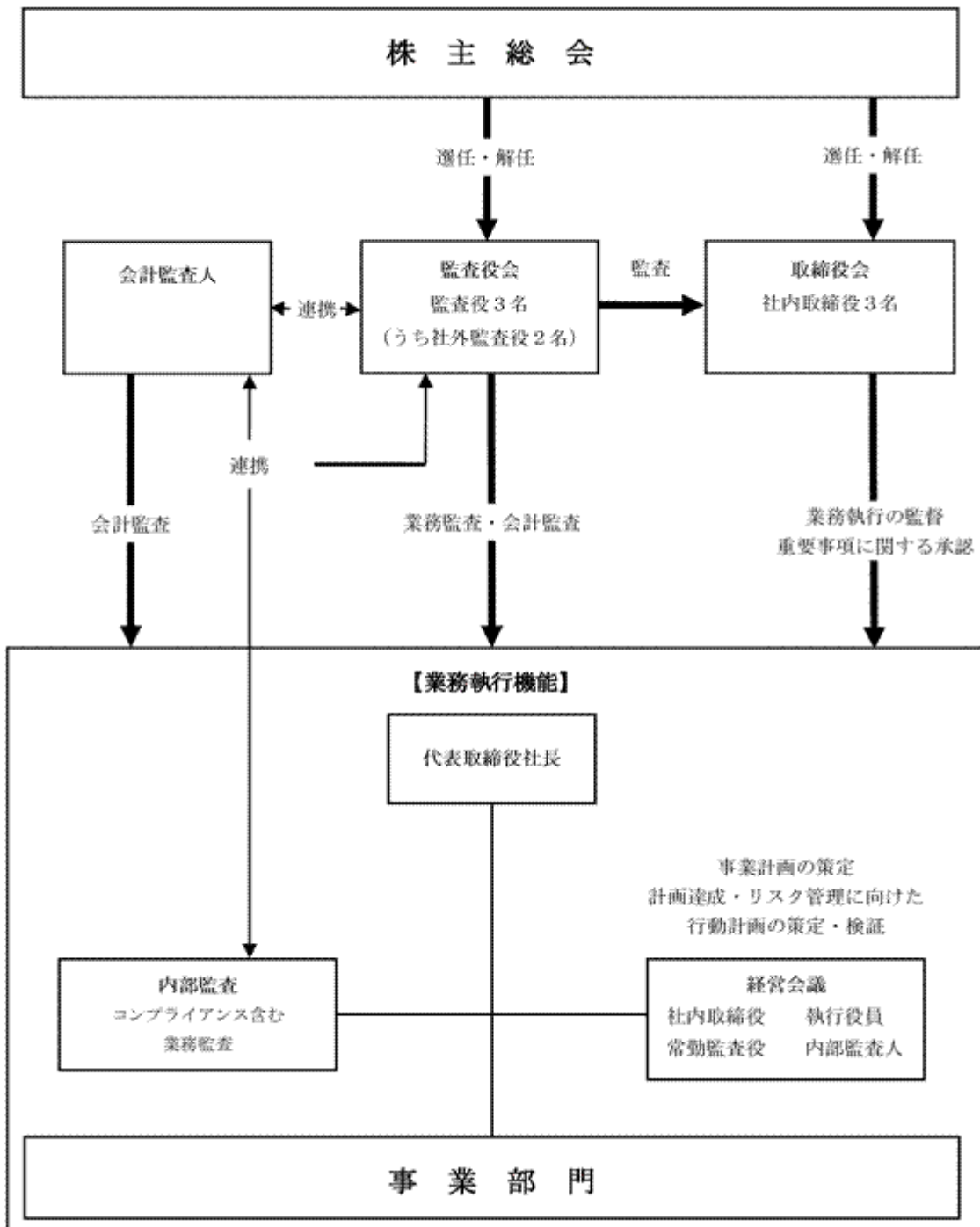
・ 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

・ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社の業務執行の体制、経営監視および内部統制の仕組みは下記模式図に示すとおりであります。



リスク管理の状況

当社は、事業上予見可能なリスクを未然に防ぐため、リスク管理行動指針に基づき各部門からリスクを抽出し、経営会議にてリスクの評価、対処すべきリスクの選定、リスクへの対処方法を審議し取締役会に報告の上、対処を行っております。

また、個人情報の取扱いに関しては、当社事業上の重要なリスク要因として位置づけ、平成17年3月に個人情報の保護を目的としてプライバシーマーク付与認定を受けました。付与認定後も、規格に沿った体制の整備、継続的改善を行い、個人情報の漏洩事故を未然に防ぐ運営を行っております。

会社と会社の社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係の概要
該当事項はありません。

社外監査役との責任限定契約の状況

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

役員報酬等の内容（平成21年3月期）

区分	社内取締役		社外取締役		社内監査役		社外監査役		計	
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
株主総会決議に基づく報酬 (注)1、2、3	2	56	2	12	1	2	2	8	7	80
ストック・オプションとしての 新株予約権による報酬	1	0							1	0
報酬等の総額		58		12		2		8		81

(注)1 当事業年度末現在の人員は、取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。

- 上記のほか、使用人兼務取締役1名に対し使用人給与相当額(賞与を含む。)を15百万円支払っております。
- 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の定時株主総会において年額160百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)およびストック・オプションとしての新株予約権による報酬として年額40百万円と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、平成13年6月28日開催の定時株主総会において年額25百万円以内と決議されております。

会計監査の状況（平成21年3月期）

当社は監査法人トーマツと監査契約を締結しております。平成21年3月期に監査業務を執行した公認会計士の氏名および当社監査業務への関与期間は、村上眞治氏(5期)、中桐光康氏(5期)であります。同監査業務に係る補助者は、公認会計士、会計士補等計8名であります。なお、監査法人トーマツ、監査業務を執行した公認会計士およびその補助者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
		25	0

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務に対する対価であります。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、監査日数、当社の規模、業務の特性等の要素を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）および第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,958,197	1,989,735
売掛金	358,613	424,267
たな卸資産	-	43,403
製品	12,146	-
仕掛品	21,490	-
前払費用	87,343	17,555
繰延税金資産	175,204	67,637
その他	6,596	21,037
貸倒引当金	31	29
流動資産合計	2,619,560	2,563,607
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,455	29,875
減価償却累計額	17,186	20,153
建物(純額)	8,269	9,722
工具、器具及び備品	72,719	74,086
減価償却累計額	57,500	47,015
工具、器具及び備品(純額)	15,218	27,071
有形固定資産合計	23,487	36,793
無形固定資産		
ソフトウェア	131,325	215,493
その他	606	606
無形固定資産合計	131,931	216,099
投資その他の資産		
長期前払費用	8,012	4,990
差入保証金	49,649	49,149
投資その他の資産合計	57,662	54,140
固定資産合計	213,081	307,034
資産合計	2,832,642	2,870,641

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	111,310	152,176
未払金	54,134	108,394
未払消費税等	13,923	-
未払費用	24,858	40,706
未払法人税等	8,964	7,922
前受金	84,353	82,111
預り金	15,934	21,962
流動負債合計	313,478	413,274
負債合計		
負債合計		
313,478		
413,274		
純資産の部		
株主資本		
資本金	587,830	587,893
資本剰余金		
資本準備金	512,952	513,015
その他資本剰余金	379,440	379,440
資本剰余金合計	892,392	892,455
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,038,600	975,749
利益剰余金合計	1,038,600	975,749
株主資本合計		
株主資本合計	2,518,824	2,456,099
新株予約権	340	1,267
純資産合計		
純資産合計	2,519,164	2,457,367
負債純資産合計		
負債純資産合計	2,832,642	2,870,641

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	2,617,333	2,649,356
売上原価	1,354,972	1,430,297
売上総利益	1,262,361	1,219,058
販売費及び一般管理費	¹ 860,976	¹ 1,005,449
営業利益	401,384	213,609
営業外収益		
受取利息	5,662	5,854
その他	969	396
営業外収益合計	6,631	6,251
営業外費用		
株式交付費	18,252	-
リース解約損	-	187
その他	175	-
営業外費用合計	18,428	187
経常利益	389,588	219,673
特別利益		
貸倒引当金戻入額	26	-
特別利益合計	26	-
特別損失		
固定資産除却損	² 16	² 1,318
システム開発中止損	-	³ 26,442
特別損失合計	16	27,761
税引前当期純利益	389,597	191,912
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,800
法人税等調整額	175,204	107,567
法人税等合計	171,404	111,367
当期純利益	561,001	80,544

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費	2	812,913	59.7	840,118	58.4
労務費		358,394	26.3	372,344	25.9
経費		190,215	14.0	225,839	15.7
当期総製造費用		1,361,524	100.0	1,438,302	100.0
期首製品たな卸高		9,504		12,146	
期首仕掛品たな卸高		17,580		21,490	
合計		1,388,609		1,471,939	
期末製品たな卸高		12,146		18,268	
期末仕掛品たな卸高		21,490		23,373	
売上原価		1,354,972		1,430,297	

(脚注)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1 原価計算の方法 実際原価による個別原価計算を採用しております。ただし、ケアネットDVDは実際原価による総合原価計算を採用しております。		1 原価計算の方法 同左	
2 経費の主な内訳は次のとおりであります。		2 経費の主な内訳は次のとおりであります。	
	(千円)		(千円)
テレビ番組送出費	108,168	テレビ番組送出費	106,833
賃借料	26,367	減価償却費	23,834
減価償却費	14,663	賃借料	23,177
		支払手数料	34,794

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	306,250	587,830
当期変動額		
新株式の発行	1 81,580	1 63
資本金組み入れ	3 200,000	-
当期変動額合計	281,580	63
当期末残高	587,830	587,893
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	474,837	512,952
当期変動額		
新株式の発行	1 81,580	1 63
資本金組み入れ	3 43,465	-
当期変動額合計	38,115	63
当期末残高	512,952	513,015
その他資本剰余金		
前期末残高	156,534	4 379,440
当期変動額		
自己株式の処分	2 379,440	-
資本金組み入れ	3 156,534	-
当期変動額合計	222,905	-
当期末残高	4 379,440	4 379,440
資本剰余金合計		
前期末残高	631,372	892,392
当期変動額		
新株式の発行	1 81,580	1 63
自己株式の処分	2 379,440	-
資本金組み入れ	3 200,000	-
当期変動額合計	261,020	63
当期末残高	892,392	892,455
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	596,531	1,038,600
当期変動額		
剰余金の配当	118,932	143,396
当期純利益	561,001	80,544
当期変動額合計	442,069	62,851
当期末残高	1,038,600	975,749

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	596,531	1,038,600
当期変動額		
剰余金の配当	118,932	143,396
当期純利益	561,001	80,544
当期変動額合計	442,069	62,851
当期末残高	1,038,600	975,749
株主資本合計		
前期末残高	1,534,153	2,518,824
当期変動額		
新株式の発行	¹ 163,161	¹ 126
自己株式の処分	² 379,440	-
剰余金の配当	118,932	143,396
当期純利益	561,001	80,544
当期変動額合計	984,670	62,724
当期末残高	2,518,824	2,456,099
新株予約権		
前期末残高	-	340
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	340	927
当期変動額合計	340	927
当期末残高	340	1,267
純資産合計		
前期末残高	1,534,153	2,519,164
当期変動額		
新株式の発行	¹ 163,161	¹ 126
自己株式の処分	² 379,440	-
剰余金の配当	118,932	143,396
当期純利益	561,001	80,544
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	340	927
当期変動額合計	985,010	61,797
当期末残高	2,519,164	2,457,367

【株主資本等変動計算書の欄外注記】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1 平成19年4月の当社株式の上場の際に実施した公募による新株式の発行および平成19年11月のストック・オプションの権利行使による新株式の発行によるものであります。</p> <p>2 平成19年4月の当社株式の上場の際に実施した売出しによる自己株式の処分によるものであります。</p> <p>3 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。</p> <p>4 その他資本剰余金の当事業年度末残高379,440千円は、自己株式処分差益であります。</p>	<p>1 ストック・オプションの権利行使による新株式の発行によるものであります。</p> <p>4 その他資本剰余金の当事業年度末残高379,440千円は、自己株式処分差益であります。</p>

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	389,597	191,912
減価償却費	39,978	46,356
受取利息及び受取配当金	5,662	5,854
システム開発中止損	-	26,442
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	37,000	-
売上債権の増減額（ は増加）	78,340	65,653
たな卸資産の増減額（ は増加）	6,552	6,482
仕入債務の増減額（ は減少）	16,064	40,866
未払金の増減額（ は減少）	22,972	12,880
未払消費税等の増減額（ は減少）	25,850	13,923
未払費用の増減額（ は減少）	46,052	15,848
前受金の増減額（ は減少）	24,608	2,241
その他	9,436	51,372
小計	189,163	291,523
利息及び配当金の受取額	4,510	6,086
法人税等の支払額	3,800	3,800
営業活動によるキャッシュ・フロー	189,874	293,810
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出（純額）	450,000	-
有形固定資産の取得による支出	19,508	8,846
無形固定資産の取得による支出	102,161	116,172
その他	3,105	650
投資活動によるキャッシュ・フロー	574,776	124,368
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株式の発行による収入	163,161	126
自己株式の処分による収入	379,440	-
配当金の支払額	117,788	138,030
その他	18,252	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	406,560	137,903
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	21,658	31,537
現金及び現金同等物の期首残高	636,538	658,197
現金及び現金同等物の期末残高	658,197	689,735

【重要な会計方針】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 製品 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>1 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 製品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p> <p>(2) 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (会計処理方法の変更) 当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数は建物が2年～18年、器具及び備品が2年～15年であります。 (会計処理方法の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数は建物が2年～18年、工具、器具及び備品が2年～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア 同左</p>
<p>3 繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。</p>	<p>3 繰延資産の処理方法</p>
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>
<p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>5 リース取引の処理方法</p>
<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に満期日および償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることといたしました。</p> <p>なお、これに伴う影響はありません。</p> <p>また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「製品」「仕掛品」として掲記されていたものは、当事業年度から「たな卸資産」と一括して掲記しております。なお、当事業年度に含まれる「製品」「仕掛品」「貯蔵品」は、それぞれ18,268千円、23,373千円、1,762千円であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
	たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。 (千円)
	製品 18,268
	仕掛品 23,373
	貯蔵品 1,762

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの (千円)	1 販売費及び一般管理費の主なもの (千円)
販売促進費 55,094	販売促進費 52,119
販売手数料 70,494	販売手数料 67,323
役員報酬 83,405	役員報酬 80,382
給与手当 260,773	給与手当 328,663
雑給 62,708	雑給 61,581
支払手数料 103,801	支払手数料 135,334
減価償却費 25,314	減価償却費 22,521
おおよその割合 (%)	おおよその割合 (%)
販売費 16.4	販売費 13.4
一般管理費 83.6	一般管理費 86.6
2 固定資産除却損の内容 (千円)	2 固定資産除却損の内容 (千円)
器具及び備品 16	器具及び備品 1,070
	少額資産 248
合計 16	合計 1,318
	3 システム開発中止損の内容 会員データベース(自社利用ソフトウェア)の開発 中止に伴うものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	50,944	1,200	-	52,144
合計	50,944	1,200	-	52,144
自己株式				
普通株式(注)2	2,400	-	2,400	-
合計	2,400	-	2,400	-

(注)1 普通株式の発行済株式数の増加1,200株は、平成19年4月の当社株式の上場に際し実施した公募による新株式の発行および平成19年11月のストック・オプションの権利行使による新株式の発行によるものであります。

2 自己株式の減少2,400株は、平成19年4月の当社株式の上場に際し実施した売出しによる自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-					340

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	118,932	2,450	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	143,396	利益剰余金	2,750	平成20年3月31日	平成20年6月26日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	52,144	5	-	52,149
合計	52,144	5	-	52,149
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)1 発行済株式数の増加は、ストック・オプションの権利行使による新株式の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	1,267	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	143,396	2,750	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月22日 定時株主総会	普通株式	57,363	利益剰余金	1,100	平成21年3月31日	平成21年6月23日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (千円)		1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (千円)	
現金及び預金勘定	1,958,197	現金及び預金勘定	1,989,735
預金期間が3カ月を超える 定期預金	1,300,000	預金期間が3カ月を超える 定期預金	1,300,000
現金及び現金同等物	658,197	現金及び現金同等物	689,735

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">3,027</td> <td style="text-align: center;">2,310</td> <td style="text-align: center;">716</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">3,027</td> <td style="text-align: center;">2,310</td> <td style="text-align: center;">716</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: center;">620</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: center;">714</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1,335</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: center;">657</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: center;">524</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: center;">61</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、定率法によって残存価額を10%として求められた償却費に10/9を乗じる方法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具及び備品	3,027	2,310	716	合計	3,027	2,310	716		(千円)	1年以内	620	1年超	714	合計	1,335		(千円)	支払リース料	657	減価償却費相当額	524	支払利息相当額	61	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">830</td> <td style="text-align: center;">738</td> <td style="text-align: center;">91</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">830</td> <td style="text-align: center;">738</td> <td style="text-align: center;">91</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: center;">107</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: center;">92</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">199</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: center;">527</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: center;">305</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、定率法によって残存価額を10%として求められた償却費に10/9を乗じる方法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具、器具及び備品	830	738	91	合計	830	738	91		(千円)	1年以内	107	1年超	92	合計	199		(千円)	支払リース料	527	減価償却費相当額	305	支払利息相当額	36
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																						
器具及び備品	3,027	2,310	716																																																						
合計	3,027	2,310	716																																																						
	(千円)																																																								
1年以内	620																																																								
1年超	714																																																								
合計	1,335																																																								
	(千円)																																																								
支払リース料	657																																																								
減価償却費相当額	524																																																								
支払利息相当額	61																																																								
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																						
工具、器具及び備品	830	738	91																																																						
合計	830	738	91																																																						
	(千円)																																																								
1年以内	107																																																								
1年超	92																																																								
合計	199																																																								
	(千円)																																																								
支払リース料	527																																																								
減価償却費相当額	305																																																								
支払利息相当額	36																																																								

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社には、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社には、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額および科目名

販売費及び一般管理費 340千円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション (平成16年6月29日開催 定時株主総会特別決議)	平成18年 ストック・オプション (平成18年6月29日開催 定時株主総会特別決議)	平成19年 ストック・オプション (平成19年6月27日開催 定時株主総会特別決議)
付与対象者の区分および数	当社取締役 4名 当社使用人 56名	当社取締役 4名 当社使用人 13名	当社取締役 1名
ストック・オプション数(注)	普通株式 4,140株	普通株式 600株	普通株式 67株
付与日	平成16年9月1日および 平成17年6月27日	平成18年8月1日および 平成18年12月15日	平成19年11月19日
権利確定条件	付与日(平成16年9月1日)以降、権利確定日(対象勤務期間の最終日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年8月1日)以降、権利確定日(対象勤務期間の最終日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成19年11月19日)以降、満2年以上継続して勤務していること。
対象勤務期間	普通株式4,140株のうち、 1,540株が平成16年9月1日～平成18年7月1日。 1,300株が平成16年9月1日～平成20年4月20日。 1,300株が平成16年9月1日～平成21年4月19日	普通株式600株のうち、 158株が平成18年8月1日～平成20年7月1日。 300株が平成18年8月1日～平成21年4月19日。 142株が平成18年8月1日～平成22年4月19日。	該当事項はありません。
権利行使期間	平成18年7月1日～ 平成26年3月31日	平成20年7月1日～ 平成28年3月31日	平成21年7月1日～ 平成25年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	2,400	560	-
付与	-	-	67
失効	90	34	-
権利確定	-	-	-
未確定残	2,310	526	67
権利確定後 (株)			
前事業年度末	1,540	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	200	-	-
失効	-	-	-
未行使残	1,340	-	-

単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,306	25,000	170,637
行使時平均株価 (円)	153,000	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	51,040

(注) 1 平成18年ストック・オプションの「公正な評価単価 (付与日)」は0円であります。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成19年ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値および見積方法

	平成19年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	55.0 %
予想残存期間 (注) 2	3.5 年
予想配当 (注) 3	2,450 円/株
無リスク利率 (注) 4	0.86 %

(注) 1 当社は上場後の日が浅く、予想残存期間に対応する株価変動性を見積ることができないため、「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社と類似する企業に関する株価変動性を見積りを加重平均することにより不足する情報量を補っております。なお、株価変動性を見積りに使用した株価実績は以下の期間に係るものであります。

平成19年4月20日から平成19年11月19日

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 平成19年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間から前後3カ月以内に償還日が到来する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額および科目名

販売費及び一般管理費 927千円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 Stock・オプション (平成16年6月29日開催 定時株主総会特別決議)	平成18年 Stock・オプション (平成18年6月29日開催 定時株主総会特別決議)	平成19年 Stock・オプション (平成19年6月27日開催 定時株主総会特別決議)
付与対象者の区分および数	当社取締役 4名 当社使用人 56名	当社取締役 4名 当社使用人 13名	当社取締役 1名
Stock・オプション数(注)	普通株式 4,140株	普通株式 600株	普通株式 67株
付与日	平成16年9月1日および 平成17年6月27日	平成18年8月1日および 平成18年12月15日	平成19年11月19日
権利確定条件	付与日（平成16年9月1日）以降、権利確定日（対象勤務期間の最終日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成18年8月1日）以降、権利確定日（対象勤務期間の最終日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成19年11月19日）以降、満2年以上継続して勤務していること。
対象勤務期間	普通株式4,140株のうち、 1,540株が平成16年9月1日～平成18年7月1日。 1,300株が平成16年9月1日～平成20年4月20日。 1,300株が平成16年9月1日～平成21年4月19日	普通株式600株のうち、 158株が平成18年8月1日～平成20年7月1日。 300株が平成18年8月1日～平成21年4月19日。 142株が平成18年8月1日～平成22年4月19日。	該当事項はありません。
権利行使期間	平成18年7月1日～ 平成26年3月31日	平成20年7月1日～ 平成28年3月31日	平成21年7月1日～ 平成25年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	2,310	526	67
付与	-	-	-
失効	135	-	-
権利確定	1,155	153	-
未確定残	1,020	373	67
権利確定後 (株)			
前事業年度末	1,340	-	-
権利確定	1,155	153	-
権利行使	5	-	-
失効	10	-	-
未行使残	2,480	153	-

単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,306	25,000	170,637
行使時平均株価 (円)	71,233	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	51,040

(注) 1 平成18年ストック・オプションの「公正な評価単価(付与日)」は0円であります。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳		(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳	
流動の部		流動の部	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
未払費用	5,292	未払費用	10,084
未払事業税	2,101	未払事業税	1,677
税務上の繰越欠損金	166,378	税務上の繰越欠損金	51,985
その他	2,867	その他	6,363
繰延税金資産小計	176,640	繰延税金資産小計	70,111
評価性引当額	1,435	評価性引当額	2,474
繰延税金資産合計	175,204	繰延税金資産合計	67,637
固定の部		固定の部	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
有形固定資産	3,001	有形固定資産	2,721
投資有価証券	130,362	投資有価証券	129,752
税務上の繰越欠損金	182,197	税務上の繰越欠損金	183,901
繰延税金資産小計	315,561	繰延税金資産小計	88
評価性引当額	315,561	繰延税金資産小計	316,464
繰延税金資産合計		評価性引当額	316,464
		繰延税金資産合計	
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
繰延税金資産に対する評価性引当額の増減	87.1	繰延税金資産に対する評価性引当額の増減	13.4
住民税均等割額	1.0	住民税均等割額	2.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7
その他	0.0	その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率	58.0

(持分法損益等)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	48,305円16銭	1株当たり純資産額	47,097円73銭
1株当たり当期純利益金額	10,820円54銭	1株当たり当期純利益金額	1,544円57銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	10,103円59銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	1,488円21銭

(注)1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,519,164	2,457,367
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	340	1,267
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,518,824	2,456,099
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	52,144	52,149

(注)2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
損益計算書上の当期純利益(千円)	561,001	80,544
普通株式に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	561,001	80,544
普通株式の期中平均株式数(株)	51,846	52,147
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	3,679	1,975
(うち新株予約権)	(3,679)	(1,975)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	平成19年6月27日開催定時株主総 会決議による新株予約権 67個	平成19年6月27日開催定時株主総 会決議による新株予約権 67個

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	25,455	4,420	-	29,875	20,153	2,967	9,722
工具、器具及び備品	72,719	22,374	21,006	74,086	47,015	9,451	27,071
有形固定資産計	98,174	26,794	21,006	103,962	67,168	12,418	36,793
無形固定資産							
ソフトウェア	169,523	156,652	43,248	282,926	67,432	29,235	215,493
その他	606	-	-	606	-	-	606
無形固定資産計	170,129	156,652	43,248	283,532	67,432	29,235	216,099
長期前払費用	13,024 (1,287)	2,573 (-)	1,157 (-)	14,440 (1,287)	9,449 (1,287)	5,346 (643)	4,990 (-)
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 当期増加額・減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	増加額(千円)	自社基幹システムの開発	61,750	自社新サービスに係る システムの開発	71,257
	減少額(千円)	会員データベースシステム の開発中止	20,834		

2 長期前払費用の()内は内書で、費用の期間配分に係るものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	31	29	31	-	29

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,556
預金	
普通預金	650,685
振替貯金	37,390
別段預金	102
定期預金	1,300,000
預金計	1,988,178
合計	1,989,735

売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ノバルティスファーマ株式会社	58,585
日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	48,009
武田薬品工業株式会社	44,596
ファイザー株式会社	44,278
株式会社三和化学研究所	36,572
その他	192,223
合計	424,267

ロ 売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

期首繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
358,613	2,529,379	2,463,725	424,267	85.3	56.5

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

製品

区分	金額(千円)
ケアネットDVD	18,268
合計	18,268

仕掛品

区分	金額(千円)
医療テレビ番組コンテンツ	12,723
医療ウェブサイトコンテンツ	9,610
医療マーケティングコンテンツ	1,039
合計	23,373

貯蔵品

区分	金額(千円)
販促物貯蔵品	1,163
用度品他雑品	598
合計	1,762

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社大阪屋東京本部	50,056
レッドフォックス株式会社	38,378
伊藤 義浩	5,297
株式会社ヒューマンサイエンス	4,370
株式会社メンバーズ	3,675
その他	50,399
合計	152,176

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高(百万円)	627	659	646	716
税引前四半期純利益金額 (百万円)	33	57	67	34
四半期純利益金額または 四半期純損失金額 () (百万円)	32	64	66	46
1株当たり四半期純利益 金額または1株当たり 四半期純損失金額 () (円)	620.92	1,241.72	1,267.75	897.61

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 広告掲載URL http://www.carenet.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第13期)(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)平成20年6月25日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成20年9月26日関東財務局長に提出

事業年度(第12期)(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)および事業年度(第13期)(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 四半期報告書および確認書

(第14期第1四半期)(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)平成20年8月14日関東財務局長に提出

(第14期第2四半期)(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)平成20年11月14日関東財務局長に提出

(第14期第3四半期)(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)平成21年2月6日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成21年3月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自平成20年3月1日至平成20年3月31日)平成20年4月2日関東財務局長に提出

報告期間(自平成20年4月1日至平成20年4月30日)平成20年5月2日関東財務局長に提出

報告期間(自平成20年5月1日至平成20年5月31日)平成20年6月2日関東財務局長に提出

報告期間(自平成20年6月1日至平成20年6月26日)平成20年7月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社 ケアネット
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞治 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケアネットの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケアネットの平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月22日

株式会社 ケアネット
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞治 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケアネットの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケアネットの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケアネットの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ケアネットが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。